

財団法人日本語教育振興協会
平成19年度事業計画

- 1 「日本語教育機関の運営に関する基準」に基づく日本語教育機関の審査・認定等
日本語教育機関からの申請を受けて審査・認定事業を実施する。
日本語教育機関の一層の適正な運営及び審査の円滑化を図るため、審査に係る基準等の見直しを推進する。
- 2 海外の留学生関係機関との協議等学生の円滑な受入れの促進
 - (1) 学生の適正な受入れを促進するため、海外の教育行政当局、留学関係機関・日本語教育機関と更に密接な協議を行うとともに、中国、韓国、台湾及びタイ等においてそれぞれ留学進学相談会又はセミナーを開催する。
 - (2) 平成18年10月に、日振協と中国教育部学位と大学院生教育発展センターとの間で、今後の日中留学生交流の推進のために日本語教育機関に入学する留学生の重要性及び質の確保にかんがみ、中国の大学統一試験の成績及び高等学校の統一試験の合格証書と成績が認証されるシステムが合意され、発足した。このシステムが今後定着し、これを活用して入学選考が一層適正に推進されるとともに、入国審査にも一層活用されるよう関係機関等に要請する。
また、日本語能力試験の早期成績照会については、入国審査の手続きが早期に行えるよう平成19年度4月期生に対し、(財)日本国際教育支援協会及び国際交流基金の協力を得て試行的に実施してきたが、19年度は更に広げて実施する。さらに、日本語能力試験の複数回実施についても早期に実現するよう関係機関に引き続き要請する。
 - (3) 中国はじめ海外における高等教育機関等の状況及び留学事情等に関する情報の収集及び提供を行うとともに、我が国の日本語教育機関、高等教育機関、学習環境等に関する正確で新しい情報を提供する。
 - (4) 学生の犯罪・不法残留・不法就労を防止するため、地区ごとに地方入管、管区警察署等との連携を密にして、研修会、講習会を開催するとともに、ポスター、リーフレット等の資料を配布する。また、日本語教育機関における刑法犯や所在不明等の状況を毎月点検し、指導する。
 - (5) 学生の募集・選考、在籍管理等のより一層の適正化を促進する。
また、在日中華人民共和国大使館と共催で昨年度は、東京地区で試行的に実施してきたが、19年度は東京地区・関東甲信越地区、東海・北陸地区、近畿地区及び九州・沖縄地区において中国人入学者合同オリエンテーションを実施する。
 - (6) 真に勉学の目的を持ち、経費支弁能力のある学生の入国審査に関し、選考の在り方について検討する。
 - (7) 入管(本省及び地方)との間の意見交換及び情報交換を一層充実する。
 - (8) 維持会員の参加を得て、各種の検討会を開催するとともに、各事業の一層の推進を図る。
 - (9) 学習奨励費の受給候補者の推薦を行う。
また、大学学部等への進学予定者に対する学習奨励費の給付予約の推薦を行う。
 - (10) 日本語学校学生災害補償制度における「24時間補償、疾病補償」を促進し、加入希望者の取りまとめを行う。
 - (11) (財)日本国際教育支援協会が実施する留学生住宅総合補償制度への加入希望者の取りまとめを行う。
- 3 『日本語教育機関要覧』の作成・配布等
 - (1) 『日本語教育機関要覧』(日本語版・英語版・中国語版)の作成を行い、大学・図書館・在外公館及び外国の留学関係機関等に配布する。

(2) インターネット等により日本語教育機関に関する情報を提供する。さらに、日本語教育機関のホームページとの接続を促進する。

4 日本語教育機関（学生に対する生活指導等を含む。）に関する調査・研究

(1) 日本語教育機関の実態調査を行い、その調査結果の概要を作成・配布する。

(2) 学生の生活指導の改善・充実を図るため、学生の犯罪・不法残留・不法就労等に関する事例を収集して実態を調査分析や研究協力校の指定等を行い、その研究成果の発表を行う。

(3) 学生の入学選考、学習活動の評価を適正に行うため、外国の大学入学統一試験・日本語能力試験の成績を活用して各日本語教育機関における成績の評価等に関する資料の収集・分析を進める。

5 日本語教材の研究・開発

(1) 日本語学習のための教材の研究・開発に資するため、日本語教育教材等の研究・開発研究協力校の指定等を行うとともに、その研究成果の発表を行う。

(2) 大学、大学院、企業、地域等との連携を推進するために、日本語教師の人材養成や教材の開発を推進する。

6 日本語教育機関の水準向上のための研究会・研修会の開催

日本語教育機関の教員、事務職員等に対して、日本語教育の充実及び学生の受入れ・生活指導等の向上を図るため、研修委員会報告書「研修の改善及び実施体制の強化に向けて」（平成17年8月10日）の提言等に基づいて研修の見直し、改善を図り、以下の研修を実施する。また、地区別研修等を推進する。

日本語学校教育研究大会 日本語教育セミナー 日本語教育機関事務研究協議会
新設校設置代表者等研修会 日本語教育機関トップセミナー 事務職員・生活指導担当者研修
現職主任教員研修・新任主任教員研修 申請取次者講習会
専門能力開発研修 外国人受入れ問題に関する講演会を開催する。

7 日本語教育に関する情報・資料の提供

(1) 各種情報を『協会ニュース』等により提供する。また、インターネットにより、維持会員に対して各種情報を提供する。

(2) 日本語教育機関の水準向上のために必要な資料を刊行する。

8 大学、専門学校等と日本語教育機関との連携の推進等

(1) 大学、専門学校等関係者と留学生の受入れ、進学、日本語教育、在籍管理等について協議を進める。

(2) 大学の日本語専攻学生の教育実習の受入れ及び学生交流を推進する。

(3) 大学、専門学校等と連携して、留学進学相談会を実施する。

(4) 地域の小・中学校等と連携して、国際理解教育及び交流を推進する。

9 その他目的を達成するために必要な事業

(1) 日本語教育機関の自己点検・評価及び情報提供の推進を図る。

(2) 日本語教育機関による学生の受入れに関するガイドラインについて、維持会員による円滑な運用を支援、協力する。

(3) 今後の外国人受入れ政策の多様化に対応するため、外国人受入れ問題と日本語教育等の支援のあり方について調査研究を一層進めるとともに、関係機関との連携を推進する。

(4) (財)日本語教育振興協会設立20年に向けて、関係資料等の収集、整理を進める。